

■遠隔臨場実施要領の適用範囲

遠隔臨場実施要領の適用範囲は、次の仕様書を適用している工事の検査などとなります。

<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事共通仕様書 ・維持修繕業務仕様書 ・建築工事共通仕様書 ・機械設備工事共通仕様書 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信工事共通仕様書 ・施設保全管理業務共通仕様書 ・車両管理業務共通仕様書
--	--

なお、以下の理由に当てはまる項目は、遠隔臨場に適していないことから対象外としています。

(ア) 出来栄え(外観)確認、広範囲や狭小部で確認する必要がある場合

(イ) 現場で打音や触診によって確認する必要がある場合

(ウ) 測量機器を使用して視準する必要がある場合

※遠隔臨場を適用できる項目は、別紙②をご確認ください。

■遠隔臨場が可能な主な現地立会

<p>コンクリートを打つ前の型枠の確認</p> 	<p>コンクリート圧縮強度試験の確認</p> 
<p>トンネルの吹付コンクリートの厚さ確認</p> 	<p>トンネルの覆工厚さの確認</p> 